

令和7年度

市町村職員の給与・定員・勤務条件等の状況

＜令和7年4月1日現在＞

令和7年12月

大分県総務部市町村振興課

## 目次

1	市町村職員の給与の状況	
(1)	ラスパイレス指数の状況	1
(2)	給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）	3
(3)	市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）	4
(4)	期末・勤勉手当の状況	5
2	市町村職員の定員の状況	6
3	市町村職員の勤務条件の状況	8
(参考)	地方公務員の給与等に関する諸原則	9

## 1(1) ラスパイレス指数の状況

### ① 県内市町村の団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）

#### (概 要)

- ・ 県内市町村の給料水準は、ラスパイレス指数（R7.4.1現在）でみると、市平均100.7ポイント（全国市平均98.7ポイント）、町村平均98.9ポイント（全国町村平均96.7ポイント）となっています。

※ラスパイレス指数は、「給料」について算出したものです。

区分	R6	R7	増減
			R6→R7
県内 市平均	100.7	100.7	0.0
全国 市平均	98.6	98.7	0.1
県内 町村平均	98.6	98.9	0.3
全国 町村平均	96.4	96.7	0.3
県内市町村平均	100.5	100.6	0.1
全地方公共団体平均	98.8	98.9	0.1

#### ※ラスパイレス指数とは

地方公務員の給料月額を国家公務員の給料月額と比較して計算した指数であり、国家公務員を100としたもの。各団体の平均給料月額を職種ごとに学歴別、経験年数別に分類した上で、国家公務員の職員構成（人数）を用いて算出することにより求める。

#### ※「給料」と「給与」の違い

「給料」は「給与」から各種手当を除いた基本給を差し、「給与」は職員に対しその勤務に対する対価として支払われる全てのものを指す。

各種手当：期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等

### ② 県内市町村のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）

#### (概 要)

ラスパイレス指数が100以上の団体は、令和7年4月1日現在で11団体となっています。

区分	R6	R7	増減
			R6→R7
100以上	9	11	2
95以上 100未満	8	6	▲2
95未満	1	1	0
県内市町村数	18	18	

### ③令和7年大分県内市町村職員の給与等の状況

県内市町村のラスパイレス指数は、平均で100.6と国の水準を上回っており、全国上位となる団体もありました。また、給与削減措置により指数が低下している団体(5団体)もありますが、給与削減措置は一時的なものであるため、各団体において適宜、給与に関する分析を行い、地域の実情や地方公務員法で定める「均衡の原則」等を踏まえた対応が必要です。

市町村名	一般行政職の給与等の状況								
	ラスパイレス指数						令和7年度 給与削減 措置実施	平均年齢 (歳)	平均給料 月額 (百円)
	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	前年比			
大分市	100.2	100.5	100.8	102.1	102.1	0.0	-	40.5	3,336
別府市	100.1	99.8	99.6	99.1	100.3	1.2	-	43.2	3,330
中津市	101.3	100.9	100.1	100.0	100.1	0.1	-	41.3	3,218
日田市	100.1	99.8	100.3	100.6	100.6	0.0	-	42.7	3,377
佐伯市	100.2	100.3	100.1	99.8	100.0	0.2	-	43.7	3,461
臼杵市	100.4	100.3	100.2	100.6	100.1	▲ 0.5	-	44.4	3,514
津久見市	99.4	99.3	99.1	98.9	99.5	0.6	-	41.7	3,305
竹田市	99.7	99.5	99.5	99.4	98.6	▲ 0.8	措置あり	44.7	3,399
豊後高田市	99.9	100.5	100.4	100.0	99.9	▲ 0.1	-	45.4	3,522
杵築市	96.2	98.0	99.3	99.3	99.9	0.6	措置あり	44.2	3,510
宇佐市	99.6	99.7	100.0	99.9	99.4	▲ 0.5	措置あり	41.8	3,322
豊後大野市	100.3	99.9	99.9	100.3	100.3	0.0	-	44.6	3,497
由布市	100.4	100.5	100.4	100.8	101.4	0.6	措置あり	39.3	3,254
国東市	100.9	100.6	99.8	99.9	100.3	0.4	-	42.6	3,433
市平均	100.2	100.3	100.3	100.7	100.7	0.0	-	42.2	3,368
(全国市)	98.8	98.7	98.6	98.6	98.7	0.1	-	42.3	3,284
姫島村	81.1	81.2	81.9	83.6	86.2	2.6	-	44.8	2,881
日出町	98.3	97.9	100.4	100.4	100.3	▲ 0.1	-	41.5	3,306
九重町	99.6	99.7	99.6	99.9	99.9	0.0	措置あり	40.0	3,240
玖珠町	100.2	100.4	100.2	100.4	100.5	0.1	-	43.7	3,434
町村平均	97.5	97.9	98.4	98.6	98.9	0.3	-	42.2	3,281
(全国町村)	96.3	96.3	96.3	96.4	96.7	0.3	-	41.6	3,164
市町村平均	100.1	100.1	100.2	100.5	100.6	0.1	-	42.2	3,362
全地方公共団体平均	99.0	98.9	98.8	98.8	98.9	0.1	-	42.0	3,269
大分県	99.3	99.3	99.3	99.8	100.1	0.3	-	41.3	3,277

※ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員及び暫定再任用職員を除いている。

1(2) 給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）

市町村職員の給料表は、職務の複雑、困難及び責任の度に応じた「級」と職務経験年数による職務の習熟を反映する「号給」により条例で定められています。

給料表の設定にあたっては、公務としての近似性・類似性を重視して国の制度を基本とし、水準は地域の民間給与をより重視すべきですが、仮に民間給与が高い地域であっても、それぞれの地域における国家公務員の水準を目安とすることとされています。

また、人事委員会を設置していない市町村においては、県の人事委員会の機能が十分に発揮又は強化されることを前提に同委員会が行った算定や明示等を参考にして、市町村が給料表を整備することにより、間接的に地域民間給与を反映させるよう検討すべきものとされています。

（参考：「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」）

① 国に準拠した給料表を使用している団体

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
国東市	258,100	308,500	354,700	389,300	399,200	418,500	450,900			
姫島村	258,100	308,500	354,700	386,100						
九重町	258,100	308,500	354,700	386,100	398,200	415,700	450,900			
国	258,100	308,500	354,700	386,100	398,200	415,700	450,900	488,500	540,900	580,600

※各級における最高号給月額を記載

② 県に準拠した給料表を使用している団体（県人事委員会勧告により国給料表に一定の率を乗じたもの）

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
別府市	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600	490,300		
中津市	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600			
日田市	259,100	309,700	356,000	390,800	402,700	417,300	452,600			
佐伯市	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600			
臼杵市	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600			
津久見市	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600			
竹田市	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600			
豊後高田市	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600			
杵築市	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600			
宇佐市	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600	490,300		
豊後大野市	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600			
由布市	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600			
日出町	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600			
玖珠町	259,100	309,700	356,000	387,500	400,900	419,300	452,600			
大分県	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600	490,300	542,900	

※各級における最高号給月額を記載

③ 独自給料表を使用している団体（一部の級で号給数、給料月額が異なっている。）

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
大分市	259,100	309,700	356,000	390,800	400,700	417,300	452,600	476,800	536,500	

※各級における最高号給月額を記載

1(3) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）

県内市町村の級別の職員構成は下記のとおりです。

市町村名	一般行政職員数 (人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
大分市	1,827	79	335	274	552	332	126	75	32	22	—	587
		4.3	18.3	15.0	30.2	18.2	6.9	4.1	1.8	1.2	—	32.1
別府市	486	49	46	87	151	65	49	26	13	—	—	153
		10.1	9.5	17.9	31.1	13.4	10.1	5.3	2.7	—	—	31.5
中津市	508	58	60	126	57	136	59	12	—	—	—	207
		11.4	11.8	24.8	11.2	26.8	11.6	2.4	—	—	—	40.7
日田市	457	42	53	68	109	124	52	9	—	—	—	185
		9.2	11.6	14.9	23.9	27.1	11.4	2.0	—	—	—	40.5
佐伯市	540	46	43	79	171	106	84	11	—	—	—	201
		8.5	8.0	14.6	31.7	19.6	15.6	2.0	—	—	—	37.2
臼杵市	275	15	24	33	66	82	29	26	—	—	—	137
		5.5	8.7	12.0	24.0	29.8	10.5	9.5	—	—	—	49.8
津久見市	141	26	8	27	17	41	21	1	—	—	—	63
		18.4	5.7	19.1	12.1	29.1	14.9	0.7	—	—	—	44.7
竹田市	187	21	12	21	48	39	25	21	—	—	—	85
		11.2	6.4	11.2	25.7	20.9	13.4	11.2	—	—	—	45.5
豊後高田市	211	13	15	30	36	71	23	23	—	—	—	117
		6.2	7.1	14.2	17.1	33.6	10.9	10.9	—	—	—	55.5
杵築市	233	19	11	30	76	57	21	19	—	—	—	97
		8.2	4.7	12.9	32.6	24.5	9.0	8.2	—	—	—	41.6
宇佐市	463	46	66	61	79	133	45	28	5	—	—	211
		9.9	14.3	13.2	17.1	28.7	9.7	6.0	1.1	—	—	45.6
豊後大野市	262	22	18	40	25	115	25	17	—	—	—	157
		8.4	6.9	15.3	9.5	43.9	9.5	6.5	—	—	—	59.9
由布市	254	35	37	52	51	36	15	28	—	—	—	79
		13.8	14.6	20.5	20.1	14.2	5.9	11.0	—	—	—	31.1
国東市	261	17	35	39	28	86	24	32	—	—	—	142
		6.5	13.4	14.9	10.7	33.0	9.2	12.3	—	—	—	54.4
姫島村	53	13	20	5	15	—	—	—	—	—	—	0
		24.5	37.7	9.4	28.3	—	—	—	—	—	—	0.0
日出町	155	16	14	35	41	33	12	4	—	—	—	49
		10.3	9.0	22.6	26.5	21.3	7.7	2.6	—	—	—	31.6
九重町	107	8	13	23	25	24	14	0	—	—	—	38
		7.5	12.1	21.5	23.4	22.4	13.1	0.0	—	—	—	35.5
玖珠町	136	13	7	18	44	36	14	4	—	—	—	54
		9.6	5.1	13.2	32.4	26.5	10.3	2.9	—	—	—	39.7
大分県	3,871	348	593	896	890	697	125	257	48	17	—	1,144
		9.0	15.3	23.1	23.0	18.0	3.2	6.6	1.2	0.4	—	29.6
国	139,580	19,911	19,692	27,467	28,802	20,237	15,691	4,000	2,158	1,322	300	43,708
		14.3	14.1	19.7	20.6	14.5	11.2	2.9	1.5	0.9	0.2	31.3

#### 1(4) 期末・勤勉手当の状況

期末・勤勉手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給される給与です。  
 ①支給月数、②役職段階別加算（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮した加算）、  
 ③管理職加算（管理又は監督の地位にある職員に対する加算）について記載しています。

市町村名	支給月数 (年間)	役職段階別加算 (R7. 6期)					管理職加算 (R7. 6期)
		1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補 佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	4. 60	0%	5%	10~17%	17~18%	19%	9級 10% 8級 5%
別府市	4. 60	0%	5%	10~13%	15%	15%	
中津市	4. 60	0%	5%	10%	15%		
日田市	4. 60	0%	5%	10%	15%		
佐伯市	4. 60	0%	5%	10%	15%		
臼杵市	4. 60	0%	5%	10%	15%		
津久見市	4. 60	0%	5%	10%	15%		
竹田市	4. 60	0%	5%	10~13%	15%		
豊後高田市	4. 60	0%	5%	10%	15%		
杵築市	4. 60	0%	5%	10%	15%		
宇佐市	4. 60	0%	5%	13~15%	15%	15%	
豊後大野市	4. 60	0%	5%	10~13%	15%		
由布市	4. 60	0%	5%	12~13%	15%		
国東市	4. 60	0%	5%	10%	15%		
姫島村	4. 60	0%	5%	10%			
日出町	4. 60	0%	5%	11~12%	15%		
九重町	4. 60	0%	5%	10~13%	15%		
玖珠町	4. 60	0%	5%	13%	15%		
大分県	4. 60	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	4. 60	0%	5%	10%	15%	20%	7~10級 10~25%

## 2. 市町村職員の定員の状況(令和7年4月1日現在)

県内市町村の一般行政部門の職員数は、令和7年4月1日現在で7,246人となっています。

県下市町村における定員管理の計画については、既に策定済みの団体や、現在策定中の団体など様々ですが、地域の実情に応じて数値目標を設定するなど、主体的かつ適切な定員管理が必要です。

市町村名	住基人口 R7.1.1	一般行政部門						総職員数			
		職員数(一般行政部門)				人口一万人当たりの職員数					
		R6 (人)	R7 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)	R6 (人)	R7 (人)				
大分市	472,898	2,288	2,284	▲ 4	▲ 0.2	48.2	48.3	3,454	3,441		
別府市	112,115	609	639	30	4.9	53.9	57.0	988	1,035		
中津市	81,524	566	565	▲ 1	▲ 0.2	68.8	69.3	1,261	1,274		
日田市	60,207	498	491	▲ 7	▲ 1.4	81.5	81.6	617	608		
佐伯市	64,450	553	557	4	0.7	84.3	86.4	831	830		
臼杵市	34,895	256	256	0	0.0	71.9	73.4	393	395		
津久見市	14,980	125	125	0	0.0	81.2	83.4	215	213		
竹田市	18,917	211	210	▲ 1	▲ 0.5	108.9	111.0	327	328		
豊後高田市	21,748	210	204	▲ 6	▲ 2.9	95.6	93.8	323	315		
杵築市	26,153	215	217	2	0.9	80.5	83.0	515	516		
宇佐市	51,972	432	432	0	0.0	81.9	83.1	684	685		
豊後大野市	31,998	327	314	▲ 13	▲ 4.0	99.8	98.1	697	676		
由布市	33,521	246	243	▲ 3	▲ 1.2	73.3	72.5	414	407		
国東市	25,074	256	254	▲ 2	▲ 0.8	99.4	101.3	716	697		
姫島村	1,711	55	57	2	3.6	313.0	333.1	124	123		
日出町	27,829	150	146	▲ 4	▲ 2.7	53.5	52.5	217	216		
九重町	8,302	119	117	▲ 2	▲ 1.7	139.6	140.9	152	152		
玖珠町	13,808	133	135	2	1.5	94.6	97.8	186	184		
市計	1,050,452	6,792	6,791	▲ 1	▲ 0.0	64.7	64.6	11,435	11,420		
町村計	51,650	457	455	▲ 2	▲ 0.4	88.5	88.1	679	675		
市町村合計	1,102,102	7,249	7,246	▲ 3	▲ 0.0	65.8	65.7	12,114	12,095		

※「総職員数」  
病院、消防等の職員も含む。(一部事務組合の消防職員等は除く。)

※「人口一万人当たりの職員数」  
R7.4.1一般行政部門の職員数をR7.1.1住基人口数で除し、1万を乗じたもの。

## 市町村別の総職員数の推移

	職員数(人)							増減(人)	
	H18	H22	R3	R4	R5	R6	R7	R7-R6	R7-H18
大分市	3,828	3,477	3,369	3,380	3,409	3,454	3,441	▲ 13	▲ 387
別府市	1,178	1,091	957	979	975	988	1,035	47	▲ 143
中津市	1,141	1,099	1,187	1,225	1,222	1,261	1,274	13	133
日田市	722	669	613	621	621	617	608	▲ 9	▲ 114
佐伯市	1,192	1,045	884	866	848	831	830	▲ 1	▲ 362
臼杵市	451	419	391	391	394	393	395	2	▲ 56
津久見市	292	247	219	217	215	215	213	▲ 2	▲ 79
竹田市	516	435	331	328	327	327	328	1	▲ 188
豊後高田市	381	345	314	317	317	323	315	▲ 8	▲ 66
杵築市	544	505	536	530	525	515	516	1	▲ 28
宇佐市	809	693	668	670	675	684	685	1	▲ 124
豊後大野市	825	758	713	711	700	697	676	▲ 21	▲ 149
由布市	423	398	407	410	412	414	407	▲ 7	▲ 16
国東市	844	733	720	717	722	716	697	▲ 19	▲ 147
姫島村	187	174	125	124	125	124	123	▲ 1	▲ 64
日出町	217	212	217	212	213	217	216	▲ 1	▲ 1
九重町	159	152	151	152	152	152	152	0	▲ 7
玖珠町	207	193	185	185	186	186	184	▲ 2	▲ 23
市計	13,146	11,914	11,309	11,362	11,362	11,435	11,420	▲ 15	▲ 1,726
町村計	770	731	678	673	676	679	675	▲ 4	▲ 95
市町村合計	13,916	12,645	11,987	12,035	12,038	12,114	12,095	▲ 19	▲ 1,821
増減数(前年比)	-	-	-	48	3	76	▲ 19	-	-

※「地方公共団体定員管理調査」のうち、各年4月1日現在の団体の職員数を掲載。

※平成16～17年度の市町村合併により、平成18年度から現在の18市町村となった。

※平成17年度～21年度にかけて、県内市町村では総務省からの要請により策定した「集中改革プラン」に基づき、定員削減を実施。

### 3. 市町村職員の勤務条件の状況

地方公務員の勤務時間、休暇等の勤務条件は、地方公務員法第24条第4項の規定により、国や他の地方公共団体の職員との権衡を考慮することとされています。

#### (1) 年次有給休暇の取得状況 (R6. 1. 1～R6. 12. 31 または R6. 4. 1～R7. 3. 31 の 1年間)

区分	市	町村	全団体	(参考) 大分県	(参考) 全国市区町村
平均取得日数(日)	13.5	11.8	13.4	16.0	13.5

※非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。

#### (2) 育児休業、育児のための部分休業、育児短時間勤務の取得状況 (令和6年度に新たに取得した者) 育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するため、勤務しないことができる制度です。【無給】

※共済組合からの手当金あり

部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間を超えない範囲内で、勤務しないことができる制度です。【無給】

育児短時間勤務とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、通常の勤務時間より短い時間を割り振られて勤務することができる制度です。【無給】

#### 【育児休業等の取得状況及び取得率：市町村（全部門合計）】

区分	令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数	令和6年度新規取得者数		
		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	342	153 ( 44.7% )	1 ( 0.3% )	1 ( 0.3% )
女性職員	185	185 ( 100.0% )	21 ( 11.4% )	7 ( 3.8% )
計	527	338 ( 64.1% )	22 ( 4.2% )	8 ( 1.5% )

※令和6年度新規取得者数には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業等を取得した職員が含まれる。

※( )内は、「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に占める「令和6年度新規取得者数」の割合

#### 【育児休業等の取得状況及び取得率：市町村（一般行政部門）】

区分	令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数	令和6年度新規取得者数		
		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	192	114 ( 59.4% )	1 ( 0.5% )	1 ( 0.5% )
女性職員	127	127 ( 100.0% )	16 ( 12.6% )	2 ( 1.6% )
計	319	241 ( 75.5% )	17 ( 5.3% )	3 ( 0.9% )

※令和6年度新規取得者数には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業等を取得した職員が含まれる。

※( )内は、「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に占める「令和6年度新規取得者数」の割合

## (参考)

### ◇地方公務員の給与等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）等にその基本となる原則が規定されており、大別して「地方公務員制度全般に通ずる原則」と「給与決定に関する原則」があります。

#### (1) 地方公務員制度全般に通ずる原則

##### ア 平等取扱いの原則（地公法第13条）

「地公法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、採用、給与、その他の勤務条件を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

##### イ 情勢適応の原則（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、隨時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、この規定に基づく人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、改正が行われます。

##### ウ 均衡の原則（地公法第24条第4項）

「勤務時間その他の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わなければならない」とされており、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、勤務条件が決定されます。

#### (2) 給与決定に関する原則

##### ア 給与条例主義（地方自治法第204条第3項・第204条の2、地公法第24条第5項・第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならず、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと、決定されることとなります。

##### イ 職務給の原則（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、課長や係長といったように職責に応じて、給与が決定されます。

##### ウ 均衡の原則（地公法第24条第2項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与等の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、定められています。

以上の原則に則り、市町村においては条例・規則に基づき、給与その他の勤務条件を決定することになります。